

⑨<<教育>>国家戦略特区等提案検討要請回答

	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の 根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
1	広島県	デジタル分野に係る単位互換制度の運用の弾力化	県内どこの大学においても、思考・判断の基礎となるデジタルリテラシーを身に付けることができる環境の整備	<p>○単位互換制度における単位認定基準については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必修科目についての単位互換に当たっては、他大学の授業科目と自大学の授業科目との間に、内容・水準等について一対一の対応関係があること ・選択科目についての単位互換に当たっては、他大学の授業科目が、自大学の選択科目の特定の科目群の範囲内とみなせる程度の同等性があること <p>をそれぞれ認定の要件としている。</p>	<p>○大学設置基準第19条第1項</p> <p>○令和元年8月13日付元文科高第328号別添3「単位互換制度の運用に係る基本的な考え方」</p>	<p>必修科目・選択科目の単位認定基準について、デジタル分野の科目に限り、他大学の授業科目が、自大学の自由科目（一定範囲の単位取得が卒業要件として必要とされる科目に限る）の特定の科目群の範囲内とみなせる程度の同等性がある場合には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必修科目については、自大学の授業科目との間に内容・水準等について一対一の対応関係がない場合であっても、 ・選択科目については、自大学の選択科目の特定の科目群の範囲内とみなせる程度の同等性がない場合であっても、 <p>それぞれ単位互換制度における単位認定を可能とする。</p>	文部科学省	令和3年2月に制度化された大学等連携推進法人制度において、他大学が自大学と連携して開設した授業科目を自大学においても30単位を上限に自ら開設したものとみなす特例措置が設けられており、本特例措置の活用により、ご提案の単位互換制度の要件緩和を新たに措置することなく、他大学が開設する連携科目の単位認定が可能です。